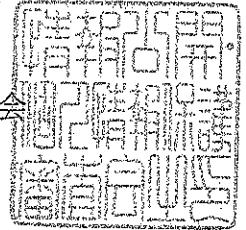


情 個 審 第 2 0 号
平成 3 1 年 1 月 8 日

新海 聡 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記 1 の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁（外務大臣）から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記 1 の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 11 条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記 2 のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

①諮問番号：平成 30 年（行情）諮問第 567 号

事 件 名：大臣官房の平成 21 年 11 月分及び 12 月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

②諮問番号：平成 30 年（行情）諮問第 568 号

事 件 名：在米日本国大使館の平成 21 年 11 月分及び 12 月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

③諮問番号：平成 30 年（行情）諮問第 569 号

事 件 名：大臣官房の平成 22 年 1 月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

④諮問番号：平成 30 年（行情）諮問第 570 号

事 件 名：在米日本国大使館の平成 22 年 1 月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑤諮問番号：平成30年（行情）諮問第571号

事 件 名：大臣官房の平成22年3月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑥諮問番号：平成30年（行情）諮問第572号

事 件 名：在米日本国大使館の平成22年3月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑦諮問番号：平成30年（行情）諮問第573号

事 件 名：大臣官房の平成22年4月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑧諮問番号：平成30年（行情）諮問第574号

事 件 名：在米日本国大使館の平成22年4月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑨諮問番号：平成30年（行情）諮問第575号

事 件 名：大臣官房の平成22年5月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑩諮問番号：平成30年（行情）諮問第576号

事 件 名：在米日本国大使館の平成22年5月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の不開示決定（不存在）に関する件

⑪諮問番号：平成30年（行情）諮問第577号

事 件 名：大臣官房の平成22年6月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑫諮問番号：平成30年（行情）諮問第578号

事 件 名：在米日本国大使館の平成22年6月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑬諮問番号：平成30年（行情）諮問第579号

事 件 名：大臣官房の平成22年7月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑭諮問番号：平成30年（行情）諮問第580号

事 件 名：在米日本国大使館の平成22年7月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑮諮問番号：平成30年（行情）諮問第581号

事 件 名：大臣官房の平成22年2月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑯諮問番号：平成30年（行情）諮問第582号

事 件 名：在米日本国大使館の平成２２年２月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑰諮問番号：平成３０年（行情）諮問第５８３号

事 件 名：大臣官房の平成２２年８月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑱諮問番号：平成３０年（行情）諮問第５８４号

事 件 名：在米日本国大使館の平成２２年８月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の不開示決定（不存在）に関する件

⑲諮問番号：平成３０年（行情）諮問第５８５号

事 件 名：大臣官房の平成２２年９月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

⑳諮問番号：平成３０年（行情）諮問第５８６号

事 件 名：在米日本国大使館の平成２２年９月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の不開示決定（不存在）に関する件

㉑諮問番号：平成３０年（行情）諮問第５８７号

事 件 名：大臣官房の平成２２年１０月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

㉒諮問番号：平成３０年（行情）諮問第５８８号

事 件 名：在米日本国大使館の平成２２年１０月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

㉓諮問番号：平成３０年（行情）諮問第５８９号

事 件 名：大臣官房の平成２２年１１月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

㉔諮問番号：平成３０年（行情）諮問第５９０号

事 件 名：在米日本国大使館の平成２２年１１月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の不開示決定（不存在）に関する件

㉕諮問番号：平成３０年（行情）諮問第５９１号

事 件 名：大臣官房の平成２２年１２月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

㉖諮問番号：平成３０年（行情）諮問第５９２号

事 件 名：在米日本国大使館の平成２２年１２月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

㉗諮問番号：平成３０年（行情）諮問第５９３号

事 件 名：大臣官房の平成２３年１月分の報償費の全ての支出に係る支

出計算書等の一部開示決定に関する件

⑳ 諮問番号：平成30年（行情）諮問第594号

事 件 名：在米日本国大使館の平成23年1月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

㉑ 諮問番号：平成30年（行情）諮問第595号

事 件 名：大臣官房の平成23年2月分及び3月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

㉒ 諮問番号：平成30年（行情）諮問第596号

事 件 名：在米日本国大使館の平成23年2月分及び3月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成31年1月29日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、ご了承願います。

連絡先：内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電 話：03-5501-1793

FAX：03-3502-0165

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第567号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適當ではない。

(適當ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第568号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第569号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第570号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第571号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第572号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適當ではない。

(適當ではない理由)

(別 紙)

平成 3 0 年 (行情) 諮問第 5 7 3 号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 3 条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第574号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第575号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別紙)

平成30年(行情)諮問第576号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適當ではない。

(適當ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第577号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適當ではない。

(適當ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第578号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適當ではない。

(適當ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第579号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適當ではない。

(適當ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第580号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第581号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第582号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適當ではない。

(適當ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第583号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第584号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成 3 0 年 (行 情) 諮 問 第 5 8 5 号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 3 条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えがない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第586号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第587号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えがない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第588号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第589号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適當ではない。

(適當ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第590号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第591号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第592号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えがない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成30年(行情)諮問第593号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別紙)

平成30年(行情)諮問第594号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適當ではない。

(適當ではない理由)

(別 紙)

平成 3 0 年 (行 情) 諮 問 第 5 9 5 号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 3 条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

平成 3 0 年 (行情) 諮問第 5 9 6 号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 3 条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

☐ 差支えがない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)